

館林市国民保護計画作成に当たり、市民の皆さんにご意見を募集いたしましたところ、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見及びこれに対する市の考え方を、下記のとおり公表いたします。

記

意見の概要	市の考え方
本文中「防衛庁長官」とありますが、防衛省（大臣）に名称変更されています。	素案の段階では「防衛庁」でしたが、ご意見のとおり修正いたしました。
地域での団体名に「区長協議会」「民生委員・児童委員」「消防団」等の名称表記が多く出てきますが、若年層へ意識を持たせ、被害時に先頭に立って活躍していただくためにも、比較的年齢の若い育成会やP T A、体育協会等の名称を表記することもある必要ではないでしょうか。	「館林市国民保護計画」が、群馬県の指導により、国の基本方針及び県の国民保護計画と整合を図ることとなっていることから、記述につきましても準じていくこととして、ご理解をいただきたいと思います。 なお、国民の保護のための措置の中で、館林市が実施するものとして特に重要なものが、市民に対する避難や救援の措置であります。これらの措置を迅速かつ的確に実施するためには、平時からの備えや訓練が重要となります。 国民保護法第4条には、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたとき、国民（市民）は、強制ではなく自発的な意思により、必要な協力をするよう努めることと規定されております。 従いまして、育成会やP T A等の団体につきましても、本計画では、「区長協議会等」との一括表記により具体的には記述されておりませんが、協力を要請されたときには、国民（市民）の一人として、必要な協力に努めていただけるものとして考えております。 今後とも、国民保護措置の重要性について広く市民の意識啓発を図り、団体等を含め協力体制を築いていくとともに、今後作成いたします「避難実施要領」につきましても、市と市民とが一体となって作成していくことで、ご意見を反映していきたいと考えております。